

議 事 要 旨 記 録 票

日 時	令和 6 年(2024 年)10 月28日(月曜日)午後2時30分から午後3時 30分まで
場 所	日野市役所本庁舎5階 504 会議室
会議件名	令和 6 年度第 1 回日野市福祉有償運送運営協議会
主な議題	令和 5 年度福祉有償運送登録団体の実施状況、対価改定協議
参 加 者	〔委員〕戸崎肇、一ノ瀬一雄、中澤洋、大川稔、阿部滋子、山口凌平、五十嵐平和、柴田義之、谷口幸生、本多輝明、小林晶子、萩原美和子(市健康福祉部長)、志村理恵(市健康福祉部参事)〔運送団体〕社会福祉法人日野市社会福祉協議会、特定非営利活動法人自立生活センター日野、社会福祉法人幹福祉会、一般社団法人イーライフ交通〔事務局〕福祉政策課 松田課長、小柳係長、橋本 〔オブザーバー〕都市計画課 林係長、高齢福祉課 今村係長
配布資料	次第、【資料①】福祉有償運送運営協議会委員名簿、【資料②】登録団体一覧、【資料③】前回議事要旨録、【資料④】福祉有償運送登録団体実施状況(令和2年度～令和5年度)、【資料⑤】福祉有償運送登録団体基本項目一覧表、【資料⑥】自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて、【資料⑦】対価改正案、【資料⑧】旅客から収受する対価の改訂に係るケース別料金一覧
結 果	☐ 了承(意見なし) ☒ 了承(意見あり) ☐ 要修正・再説明 ☐ 不承諾 ☐ 情報共有のみ
主な内容	1 会議次第 (1) 開会 資料確認、前回議事録確認 (2) 報告 令和 5 年度福祉有償運送登録団体の実施状況等について (3) 協議 登録団体の料金改定について (4) その他 2 内容 <u>(1)報告:令和 5 年度福祉有償運送登録団体の実施状況について</u> ①事務局より報告 ○運送する旅客数は減少したが、走行キロ数や走行回数は増加した。 ○全団体で事故はなかった。 ○運転者数が全体で増加し、登録会員数も 3 団体で増加した。

②質疑

なし

(2)協議:登録団体の料金改定について

(事務局)令和5年12月の制度改正により、利用者から収受する運送の対価の目安がタクシー運賃の「概ね1/2の範囲内」から「約8割」の水準まで引き上げられたことを受け、各団体より運送の対価と、あわせて運送の対価以外の対価について料金改定の希望があった。

(日野市社会福祉協議会)

○現在の3区分から一律料金に変更

○初乗り3km未満800円、以降1kmにつき200円に変更

○利用者の負担軽減を図るため、タクシー料金の約6割で設定

○予約料500円、キャンセル料0円、ストレッチャー利用料3,500円に変更

○令和7年7月1日より改正予定

(自立生活センター日野)

○時間距離併用制を維持し、金額のみ改訂

○1時間あたり1,200円、超過30分毎600円、走行1kmにつき150円に変更

○予約料やキャンセル料は変更無し

(幹福社会)

○現行料金に消費税分を加える

○1時間あたり1,100円、超過30分毎550円、走行1kmにつき55円に変更

○キャンセル料1,100円、ストレッチャー利用料2,750円に変更

(イーライフ交通)

○タクシー料金の7割で設定

○時間距離併用制:初乗り1,091mまで350円、以降233m毎70円、併用制80秒につき70円に変更

時間制:初乗り30分2,350円、以降15分毎1,260円に変更

○予約料150円に変更

◇委員からの意見

(委員)利用者には値上げは負担だが、事業継続のためにはやむを得ない。

(委員)値上げは大変だが、致し方ない。

(委員)事業を安定して運営することが大事である。事業者により料金の上げ幅が異っているが、事業者の負担も考慮したうえで、運営が難しい場合には、今後また料金改定を必要に応じて検討した方がよい。

(委員)値上げは必要なのではないかと感じていた。タクシー料金は基本一律料金であるが、団体により料金設定が異なるので、それで事業が安定するのか心配である。利用者は負担が少ない方がよいが、事業廃止された団体がいることを踏まえ、きちんと安定した事業運営がされることが大事である。

(委員)利用者も厳しい状況であろうが、こういった団体が無くなってしまうと移動制約者が増えることにもなりかねない。料金にあまり差があると安いところに集中する懸念もあるので、バランスをうまく調整しながら今後とも活動してい

ただきたい。

(委員) 一番問題になるのは料金の格差である。安いところに集まりやすいので、料金はある程度一定の形を考えた方がいいのではないかなと思う。

(委員) 自家用有償運送はもはや日本の移動を支える1つの大きな手段であり、非常に重要な住民の足である。負担の議論があったが、適切なバランスを見ていくことは非常に重要である。また、空白地輸送だと、例えば高齢者が移動することで経済が活性化する、健康寿命が延びる、医療費が下がる、といったクロスセクター効果があるが、福祉有償運送も同様だと思うので、こういうところを国や企業が成していけると良いと思う。

(委員) 障害を持っている方がタクシーを利用することは多いが、移動したい時にタクシーを呼んで来てもらうことがなかなかできない現状がある。街中でUDのタクシーを停めても断られることが多々あり、運転手が研修を受けていないということも時々ある。利用者としては料金よりも乗車のしやすさや質の向上を希望する。

(委員) UD ドライバー研修を受けた乗務員がいる時に、UDのタクシーが空車であれば配車も出来るが、その辺りのバランスがある。都内の方はそういった車両が豊富にあるが、研修を受けていないからと言って乗車をお断りするということがあったので、各会社の方に研修を実施するようにという働きかけが昨年来されている。

◇協議結果

(会長) 申請があった料金改定について承認することと決定する。

(3)その他

◇制度改正に関する情報提供

(運輸支局) 本年9月に法改正があった。主な内容は3点。

- ① 透析のための輸送等における複数乗車(相乗り)について、実施主体の判断によって行うことができるようになった。
- ② 更新登録における協議方法について、有効期間中に重大事故が発生した場合や、運送条件や周囲の公共交通を取り巻く状況が変わっている場合などを除き、対面協議ではなく、意見公募形式に変更された。
- ③ 福祉・介護の専門職の方から見て支援が必要な方が適切に利用できるよう、他人の介助なしでは移動することが困難、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方に該当する旅客の範囲について、明確化された。

(委員)

- ① 相乗りについては、料金は運営協議会にかけることになるということによいか。
- ② 原則意見公募形式になるということによいか。
- ③ 利用者の範囲の明確化のところで、確か医療や福祉の専門家の判断によるとなっていたと思うが、福祉の専門家というのは障害福祉サービスで言うところのサービス提供者にあたるのか、介護福祉士といった資格を持っている方を指しているのか。

	(運輸支局) ① 透析のための輸送等で複数乗車をすること自体は実施主体の判断で構わないが、運賃の設定に関してはこれまで通り運営協議会で協議を調べていただく必要がある。 ② 登録の更新について、特に何もなければ対面場で協議することは無いように思うが、例えば更新と同時に料金改定がある場合、新規登録をしたばかりで運行管理面等できちんと協議をした方が良いという場合、事故がある場合など、聞いていただいた方が良いことがあるのであれば、これまで通り対面で協議することも差し支えない。 ③ 特設介護福祉士などの資格が必ず必要というわけではない。 ◇意見交換 登録団体より質問及び報告があった。 ○利用者のほかに付添人が同乗する場合において、例えば付添人の子どもや親を1人で家に置いておけない等により、家族も付添人として同乗することが認められているか確認したい。まだ実際にはそういうケースはないが、問い合わせを受けることがある。 ○同じく、おばあちゃんと娘、孫とで一緒に出掛けたいが、おばあちゃんを乗せられる車は持っていないから一緒に乗せてほしい、という話を受けたことがある。乗車人数が難しいことと乗せていいかも分からなかったので、お断りさせていただいた。 ○詳細まで確認出来ていないが、UD タクシーに長距離移動を断られてしまったから福祉有償運送を利用したいという話を受けたこともある。 (会長)付添人については別途検討し、改めて確認することとする。
作 成 者	事務局(福祉政策課)